

契約
解除訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、
「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

■クーリング・オフの手続き手順（メール等の場合）

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。
- 2 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。
- 3 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキで通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）
- 特定継続的役務提供（エステティックサロン・語学教室等）
- 電話勧誘販売
- 訪問購入（いわゆる訪問買取）

8日間

- 業務提供誘引販売取引（サイドビジネス商法等）
- 連鎖販売取引（マルチ商法）

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品（化粧品・健康食品）で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

■メールの記載例

宛先：xxxx@xxxx.co.jp
件名：クーリング・オフ通知
〇〇株式会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 〇〇株式会社〇〇〇営業所
担当者 〇〇〇〇氏

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、
商品を引き取ってください。

令和〇年〇月〇日
東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

※ハガキの場合も、同内容を記載します。

悪質商法かも!?
勧誘されたら188番

楽しく
稼げる



サイドビジネス
商法

簡単に
もうかる



マルチ商法

今日だけ
割引



美容に関する
トラブル



言われた「じゃあ
あるかも!」

BOKU
KAMOKAMO...
© YUKI ISHII

関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン

困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

●東京都消費生活総合センター（〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 16 階）
※日・祝日・年末年始はお休みです。

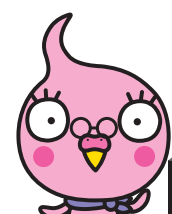
消費生活
相談 〓03-3235-1155

受付時間：月～土曜日・午前9時～午後5時

架空請求
専用 〓03-3235-2400

受付時間：月～土曜日・午前9時～午後5時

●お近くの消費生活相談窓口はこちらへ ➡ 消費者ホットライン 〓188



消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。
これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか？
困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

お近くの消費生活相談窓口
につながります

消費者ホットライン 〓188



東京都消費生活総合センター
〓03-3235-1155



@tocho_shouhi



https://www.facebook.com/tocho.shouhi

消費生活に関わる東京都の情報サイト

東京くらしWEB

検索



ウマイ話には裏があるカモ…！ 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談！**

マルチ商法

商品の購入やサービスの契約をして販売組織の会員になり、他の人を勧誘して入会させると紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない!
- 友達やアプリで知り合った人から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうカモ…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、あなた自身が加害者になることも…

美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思い店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



ちゃんと確認して!

カモにならないために…

- 「今日契約するなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

サイドビジネス商法

「副業や内職で簡単に収入を得られる」等と勧誘し、仕事に必要があるとして商品やサービスを購入させる商法。



カモにならないために…

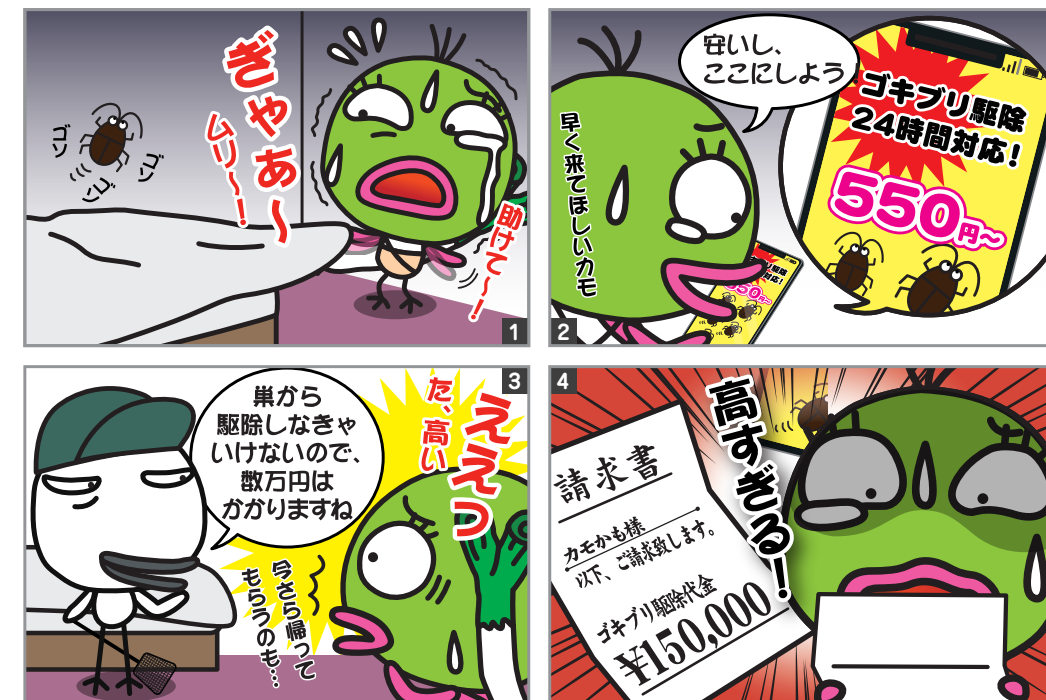
- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」ことを強調する広告やランキングサイトを、うのみにしない!
- 作業内容や利益のしくみが分からなければ契約しない!

こんなケースにも注意!

トイレの詰まり修理や鍵紛失時の開錠などを、ネットで検索した安い業者に依頼したところ、追加作業を勧められ、高額請求される。

緊急時サービスに関するトラブル

ネット広告等を見て安いと思い依頼したところ、想定より高額な請求を受けたというトラブルが多く見られます。



カモにならないために…

- ネット広告の最低価格をうのみにしない。
- 作業前に見積書もらい、作業内容や、出張料、キャンセル料などを確認する。
- 市販の殺虫剤を準備するなど、日頃から害虫対策をしておく。